

# (介護予防)特定福祉用具販売 重要事項説明書

令和 年 月 日

サービス契約の締結にあたり、下記のとおり重要事項を説明のうえ、書面にて交付いたしました。

事業所の所在地	横浜市港北区新羽町166
事業所の名所	横浜商工モビリティ株式会社
福祉用具専門相談員の氏名	(印)

サービス契約の締結にあたり、下記のとおり説明を受け、同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

利用者の氏名	(印)
代理人の氏名	(印)
続柄 ( )	)

## 1、事業の目的

横浜商工モビリティ株式会社(以下、「運営法人」という。)が開設する事業所「横浜商工モビリティ株式会社」(以下「事業所」という。)が行う指定特定福祉用具販売事業及び指定特定介護予防福祉用具販売事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者又は要支援者に対し、事業所の福祉用具専門相談員が適正な特定福祉用具販売又は特定介護予防福祉用具販売(以下、「特定福祉用具販売等」という。)を提供することを目的とする。

## 2、運営の方針

- (1)事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- (2)事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
- (3)事業所の福祉用具専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定介護予防福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定介護予防福祉用具を販売することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
- (4)事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者及び介護予防サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- (5)事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

## 3、事業所の概要

事業所名	横浜商工モビリティ株式会社
所在地	神奈川県横浜市港北区新羽町166
介護保険指定番号	(介護予防)特定福祉用具販売 1470903947
管理者・連絡先	小池 克彦 ・ ☎ 045(533)3370
サービス提供地域	神奈川県全域 ・ 東京都町田市
併設サービス	(介護予防)福祉用具貸与

#### 4、事業所の職員体制

職種	人 員
管理者	1名 (福祉用具専門相談員と兼務)
福祉用具専門相談員	8名 常勤：専従6名、兼務1名 非常勤：兼務1名

#### 5、営業日・営業時間

営業日	月曜日～金曜日	営業時間	午前9時00分～午後5時30分
注) 土曜日と日曜日および祝日を休業とするほか、夏季休暇( 8/12 ~ 8/16 ) 年末年始( 12/30 ~ 1/3 )を休業とする。			

#### 6、販売代金

(1)介護保険の適用がある場合は、市町村に申請することにより償還払いを受けることができます。

種 目	品 名	単 価	個 数	金 額
消費税 (10%)				
合 計				

(2)販売代金については償還払い方式となるため、納品時に全額いただきます。

購入後の申請により、市町村から購入費の負担割合に応じた差額分が払戻しされます(注)。

(例: 1割負担の場合は9割の払戻し)

適用限度額は、年間(毎年4月1日から3月31日)で10万円です。

原則として同じ種類のものは重複して適用されません。

(注)払戻し割合につきましては、市町村が発行する「負担割合証」にてご確認ください。

#### 7、サービスの内容

- (1)「特定福祉用具販売」及び「介護予防特定福祉用具販売」は要介護者または要支援者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を販売する介護保険上のサービスです。
- (2)事業者は、利用者の心身の状況・希望・置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整等を行います。
- (3)事業者は、作成する特定福祉用具販売計画又は特定介護予防福祉用具販売計画に基づき特定福祉用具の販売にあたり取り扱う種目は次のものとなります。

- 1、腰掛便座
- 2、自動排泄処理装置の交換可能部分
- 3、入浴補助用具
- 4、簡易浴槽
- 5、移動用リフトのつり具の部分

#### 8、事故発生時の対応方法について

利用者に対する(介護予防)福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定福祉用具貸与の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適正に行います。

#### 9、相談窓口・苦情対応

- (1)サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社 お客様相談コーナー	電話番号	045(533)3370
	FAX番号	045(543)5033
	相談員(責任者)	小池 克彦
	対応時間	午前9時00分～午後5時30分

(2)公的機関においても、次の機関において苦情の申し立て等ができます。

市町村 介護保険相談窓口	所在地	別紙「苦情・相談窓口一覧」に記載のとおり
	電話番号	
	FAX番号	
	対応時間	

神奈川県 国民健康保険団体連合会 (国保連) 介護苦情相談課	所在地	神奈川県横浜市西区楠木町27-1
	電話番号	045(329)3447
	FAX番号	FAX受付はしておりません
	対応時間	午前8時30分～午後5時15分

#### 10、その他運営について

(1)事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとします。

(採用時研修を入社3ヶ月以内、継続研修を年1回)

(2)秘密の保持

ア)従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持します。

イ)従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、  
従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約  
の内容とします。

#### 11、運営法人の概要

名称・法人種別	横浜商工モビリティ株式会社
代表者名	村田 賢太郎
本社所在地	横浜市港北区新羽町166
電話番号	045(533)3370